

奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領の一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">奈良県建設工事等請負契約に係る<u>入札参加停止措置要領</u></p> <p><u>(趣旨)</u> 第1条 この要領は、県発注工事の適正な施工を確保するため、入札参加資格者の<u>入札参加停止</u>について必要な<u>事項</u>を定めるものとする。</p> <p>(用語の定義) 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 建設工事等 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事、測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務及びその他建設工事に関連する調査業務等をいう。</p> <p>(2) 入札参加資格者 <u>建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成8年12月奈良県告示第427号）第3条第1項の規定に基づき、現に競争入札参加資格者名簿に登録されている者をいう。</u></p> <p>(3) 県発注工事 奈良県（奈良県水道局、奈良県警察本部、奈良県教育委員会、奈良県住宅供給公社、奈良県土地開発公社、<u>奈良県道路公社等を含む。</u>）が発注する建設工事等（<u>奈良県が直接経費を負担する建設工事等を含む。</u>）をいう。</p> <p>(4) 一般建設工事 県発注工事以外の建設工事等（民間の建設工事等を含む。）をいう。</p> <p>(5) 公共建設工事 国、地方公共団体及びこれらの外郭団体の発注する建設工事等をいう。</p> <p><u>(6) 役員等</u> 法人の役員、支配人若しくは支店若しくは営業所（常時、建設工事等の請負契約等を締結する事務所をいう。）を代表する者又は個人の事業主若しくはその支配人をいう。</p>	<p style="text-align: center;">奈良県建設工事等請負契約に係る<u>指名停止措置要領</u></p> <p><u>(目的)</u> 第1条 この要領は、県発注工事の適正な施工を確保するため、入札参加資格者の<u>指名停止</u>について必要な<u>措置</u>を定めることを目的とする。</p> <p>(用語の定義) 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 建設工事等 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事<u>並びに</u>測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務及びその他建設工事に関連する調査業務等をいう。</p> <p>(2) 入札参加資格者 <u>奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第3条、第12条及び第31条に規定する競争入札に参加する者に必要な資格のうち建設工事等に関する資格を有する者をいう。</u></p> <p>(3) 県発注工事 奈良県（奈良県水道局、奈良県警察本部、奈良県教育委員会、奈良県住宅供給公社、奈良県土地開発公社<u>及び</u>奈良県道路公社等を含む。）が発注する建設工事等（<u>県が直接経費を負担する建設工事等を含む。</u>）をいう。</p> <p>(4) 一般建設工事 県発注工事以外の建設工事等（民間の建設工事等を含む。）をいう。</p> <p>(5) 公共建設工事 国、地方公共団体及びこれらの外郭団体の発注する建設工事等をいう。</p> <p><u>(6) 公共機関</u> <u>国の機関、地方公共団体、公社公団、その他刑法（明治40年法律第45号）第197条乃至197条の5に規定する収賄の罪が成立する者を有するすべての機関をいう。</u></p> <p><u>(7) 役員等</u> 法人の役員、支配人、<u>支店若しくは営業所</u>（常時、建設工事等の請負契約等を締結する事務所をいう。）を代表する者、<u>又は個人の事業主若しくはその支配人</u>をいう。</p>	<p>○公共調達是一般競争入札が原則であり、指名競争入札を前提とする指名停止という表現はなじまないため、題名変更</p> <p>○削除</p>

奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領の一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行	備 考
<p>(7) 使用人 入札参加資格者と雇用関係にある者で、前号に掲げる者以外のものをいう。</p> <p>(8) 入札参加資格者等 入札参加資格者、その役員等又はその使用人をいう。</p> <p>(9) 入札参加停止 入札参加資格者が、別表第1から別表第3までの各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）のいずれかに該当する場合に、当該別表各号に定める期間、県発注工事の入札に参加させない措置をいう。</p> <p>(10) 奈良県土木部建設工事請負業者選定審査会 奈良県土木部建設工事請負業者選定要領により設置した審査会をいう。</p> <p>(11) 建設工事等入札参加停止審査会 建設工事等入札参加停止審査会要領により設置した審査会をいう。</p> <p>(12) 奈良県土木部公正入札調査委員会 奈良県土木部公正入札調査委員会設置要領により設置した委員会をいう。</p> <p>（入札参加停止）</p> <p>第3条 知事は、入札参加資格者が措置要件のいずれかに該当するときは、当該措置要件について別表各号に定める期間の入札参加停止を当該入札参加資格者について行うものとする。</p> <p>2 契約担当者（知事及びその委任を受けて契約を締結する権限を有する者をいう。）は、建設工事等の契約のため入札を行うに際し、前項の規定による入札参加停止を受けている入札参加資格者をこれに参加させてはならない。前項の規定により入札参加停止を受けた入札参加資格者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。</p> <p>3 入札参加停止の期間（連続する入札参加停止の期間がある場合にあっては、それらを合算した期間）は、36月を超えることができない。ただし、別表第2第8号（県発注工事に関する債務の滞納）及び第11号（経営不振）並びに別表第3各号に係る入札参加停止については、この限りでない。</p> <p>（下請負人及び共同企業体に関する入札参加停止）</p> <p>第4条 知事は、前条第1項の規定により元請負人に対して入札参加停止を行う場合において、当該入札参加停止について責めを負うべき下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人についても、元請負人と同じ期間の入札参加停止を行うものとする。</p> <p>2 知事は、前条第1項の規定により入札参加停止を行う場合において、当該入札参加</p>	<p>(8) 使用人 (7)に掲げる者以外の者（職員）をいう。</p> <p>(9) 入札参加資格者等 入札参加資格者、法人である場合はその役員等又はその使用人をいう。</p> <p>(10) 指名停止 入札参加資格者が、別表第1、別表第2及び別表第3（以下「別表」という。）に掲げる措置要件の一に該当する場合に、当該各号に定める期間、県発注工事の入札に参加させない措置をいう。</p> <p>(11) 奈良県土木部建設工事請負業者選定審査会 奈良県土木部建設工事請負業者選定要領により設置した審査会をいう。</p> <p>(12) 建設工事等指名停止審査会 建設工事等指名停止審査会要領により設置した審査会をいう。</p> <p>(13) 奈良県土木部公正入札調査委員会 奈良県土木部公正入札調査委員会設置要領により設置した委員会をいう。</p> <p>（指名停止）</p> <p>第3条 土木部長は、入札参加資格者が別表の各号に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）の一に該当するときは、当該各号に定める期間の指名停止を行うものとする。</p> <p>2 契約担当者（知事、公営企業管理者及びその委任を受けて契約を締結する権限を有する者をいう。）は、建設工事等の契約のため入札を行うに際し、前項の指名停止を受けている入札参加資格者をこれに参加させてはならない。 なお、前項の規定により指名停止を受けた入札参加資格者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。</p> <p>3 指名停止の期間は、通算して36月を超えることができない（ただし、別表第3暴力団排除関係、別表第2の8（県発注工事に関する債務の滞納）、第2の11（経営不振）は除く）。</p> <p>（下請負人及び共同企業体に関する指名停止）</p> <p>第4条 土木部長は、前条第1項の規定により元請負人に対して指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人についても、元請負人と同じ期間の指名停止を行うものとする。</p> <p>2 土木部長は、必要があると認めるときは、前条第1項の規定により指名停止を行う</p>	<p>○定義の明確化</p> <p>○入札手続や契約の主体が知事であることとの整合性を図るため、措置主体を土木部長から知事に変更</p> <p>○期間の算定方法の明確化</p>

奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領の一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行	備 考
<p><u>停止を受ける者の元請負人が当該入札参加停止について責めを負うべきことが明らかになったときは、当該元請負人について、当該入札参加停止を受ける下請負人と同じ期間の入札参加停止を行うものとする。</u></p> <p>3 <u>知事は、特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）が措置要件のいずれかに該当するときは、当該JVの構成員（明らかに当該入札参加停止について責めを負わないと認められるものを除く。）について入札参加停止を行うものとする。</u></p> <p>（入札参加停止の期間の特例等）</p> <p>第5条 入札参加資格者が一の事案により措置要件の二以上に該当したときは、これらの措置要件に係る<u>入札参加停止の期間のうち最も長いものを適用する。</u></p> <p>2 入札参加資格者が次の<u>いずれかに該当することとなった場合における入札参加停止の期間は、当該措置要件について別表各号に定める入札参加停止の期間に2を乗じた期間とすることができる。</u></p> <p>(1) 談合情報を得た場合等で、当該入札参加資格者等から談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず（事情聴取で談合を否定したが誓約書の提出を拒否した場合を含む。）、当該事案について、<u>別表第2第2号、第3号（独占禁止法違反）又は第4号（談合等）の措置要件のいずれかに該当することとなったとき。</u></p> <p>(2) <u>別表第2第2号、第3号（独占禁止法違反）又は第4号（談合等）の措置要件のいずれかに該当する入札参加資格者等について、私的独占及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反に係る確定判決、排除措置命令、課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）。</u></p> <p>(3) <u>別表第2第2号又は第3号（独占禁止法違反）の措置要件のいずれかに該当する入札参加資格者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。）。</u></p> <p>3 <u>知事は、入札参加資格者が措置要件のいずれかに該当することが判明した場合において、入札参加停止を決定する前に、さらに措置要件のいずれかに該当することが判明したときは、併せて入札参加停止を行うものとする。この場合における入札参加停止の期間は、該当する各入札参加停止の期間を合算したものとする。</u></p> <p>4 <u>知事は、次の各号に掲げる場合においては、入札参加停止の期間を当該各号に定める期間とすることができる。</u></p> <p>(1) <u>入札参加資格者等が別表第2第2号又は第3号（独占禁止法違反）の措置要件のいずれかに該当した場合であっても、課徴金減免制度が適用され、かつ、その事実が公表されたとき 当該制度の適用がなかったと想定した場合の別表各号に定める</u></p>	<p>場合において、当該<u>指名停止</u>を受ける者の元請負人が<u>入札参加資格者</u>であるとき、当該元請人に対して、当該<u>指名停止</u>を受ける下請人と同じ期間の<u>指名停止</u>を併せ行うことができるものとする。</p> <p>3 <u>土木部長は、特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）が措置要件の一に該当するときは、当該JVの構成員について指名停止を行うものとする。（ただし、当該JV構成員であっても明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）</u></p> <p>（指名停止の期間の特例等）</p> <p>第5条 入札参加資格者が一の事案により措置要件の二以上に該当したときは、これらの措置要件に係る<u>指名停止の期間のうち最も長いものを適用する。</u></p> <p>2 入札参加資格者が次の各号の<u>一に該当することとなった場合における指名停止の期間は、当該措置要件で定める期間の2倍の期間とすることができる。</u></p> <p>(1) 談合情報を得た場合等で、当該入札参加資格者等から談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず（事情聴取で談合を否定したが誓約書の提出を拒否した場合を含む。）、当該事案について、<u>別表第2の2、3（独占禁止法違反）又は4（談合等）の措置要件のいずれかに該当することとなったとき。</u></p> <p>(2) <u>別表第2の2、3（独占禁止法違反）又は4（談合等）の措置要件のいずれかに該当する入札参加資格者等について、私的独占及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反に係る確定判決、排除措置命令、課徴金納付命令、審決、又は競売入札妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。（前号に掲げる場合を除く。）</u></p> <p>(3) <u>別表第2の2、3（独占禁止法違反）の措置要件のいずれかに該当する入札参加資格者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき。（前2号に掲げる場合を除く。）</u></p> <p>3 <u>土木部長は、入札参加資格者が措置要件の一に該当することが判明した場合において、指名停止を決定する前に、さらに措置要件の一に該当することが判明したときは、併せて指名停止を行うものとする。この場合における指名停止の期間は、該当する各指名停止期間を合算したものとする。</u></p> <p>4 (1) <u>土木部長は、入札参加資格者が別表第2の2、3（独占禁止法違反）の措置要件のいずれかに該当した場合であっても、課徴金減免制度が適用され、かつ、その事実が公表されたときの指名停止の期間については、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間に8分の1を乗じた期間とすることができる。</u></p>	

奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領の一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行	備 考
<p>入札参加停止の期間に8分の1を乗じた期間</p> <p>(2) 奈良県土木部公正入札調査委員会の立ち上げ前に、県に対し、談合の事実を報告し、資料の提供をした場合 <u>別表各号に定める入札参加停止の期間に8分の1を乗じた期間</u></p> <p>(3) 奈良県土木部公正入札調査委員会の立ち上げ後に、県に対し、談合の事実を報告し、資料の提供をした場合 <u>別表各号に定める入札参加停止の期間に4分の1を乗じた期間</u></p> <p>5 <u>知事は、前項に規定する場合を除くほか、入札参加資格者について入札参加停止の決定前に情状酌量すべき特別の事由が明らかであるとき、又はその事由が入札参加停止の決定後明らかとなったときは、別表各号及び第1項から第3項までの規定により定めた入札参加停止の期間に2分の1を乗じた期間を入札参加停止の期間とすることができる。</u></p> <p>6 <u>知事は、入札参加資格者について極めて悪質な事由があると認めるとき、又は入札参加資格者が極めて重大な結果を生じさせたと認められるときは、別表各号に定める入札参加停止の期間に2を乗じた期間を入札参加停止の期間とすることができる。</u></p> <p>7 <u>第4項及び第5項の規定による期間の計算については、1月に満たない期間は1月を30日として計算し、1日に満たない端数を生じる場合はこの端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p>8 <u>知事は、入札参加停止の期間中の入札参加資格者が当該入札参加停止の原因となった事案について責めを負わないことが明らかになったと認めるとき（当該入札参加停止の措置要件に該当することとなった事由が入札参加資格者等に係るものである場合にあっては、当該入札参加資格者等のいずれもが責めを負わないことが明らかになった場合に限る。）は、入札参加停止を解除するものとする。</u></p> <p>(入札参加停止等の決定)</p> <p>第6条 <u>知事は、奈良県土木部建設工事請負業者選定審査会（以下「選定審査会」という。）の議を経て、第3条第1項若しくは第4条の規定による入札参加停止、前条第1項から第7項までの規定による入札参加停止の期間の特例措置の適用又は前条第8項の規定による入札参加停止の解除（以下「入札参加停止等」という。）を行うものとする。</u></p> <p>2 <u>知事は、選定審査会において措置要件の適用に疑義が生じたとき及び前条第8項の規定により入札参加停止を解除しようとするときは、建設工事等入札参加停止審査会</u></p>	<p>(2) 奈良県土木部公正入札調査委員会の立ち上げ前に、県に対し、談合の事実を報告し、資料の提供をした場合の<u>指名停止の期間についても、別表により定めた指名停止の期間に8分の1を乗じた期間とすることができる。</u></p> <p>(3) 奈良県土木部公正入札調査委員会の立ち上げ後に、県に対し、談合の事実を報告し、資料の提供をした場合の<u>指名停止の期間については、別表により定めた指名停止の期間に4分の1を乗じた期間とすることができる。</u></p> <p>5 <u>土木部長は、入札参加資格者について指名停止の前に情状酌量すべき特別の事由が明らかであるとき、又はその事由が指名停止の決定後明らかとなったときは、別表及び第1項から第4項までの規定により定めた指名停止の期間に2分の1を乗じた期間を指名停止の期間とすることができる。</u></p> <p>6 <u>土木部長は、入札参加資格者について極めて悪質な事由があると認めるとき、又は入札参加資格者が極めて重大な結果を生じさせたと認められるときは、別表により定めた指名停止の期間を2倍にした期間を指名停止の期間とすることができる。</u></p> <p>7 <u>1月に満たない期間については、1月を30日として計算する。1日に満たない端数を生じる場合、この端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p>8 <u>土木部長は、指名停止期間中の入札参加資格者が、当該事案について、責めを負わないことが明らかになったと認めるとき（逮捕されたものが嫌疑がないとして不起訴になった場合その他をいう。）は、指名停止を解除するものとする。</u></p> <p>(指名停止等の決定)</p> <p>第6条 <u>土木部長は、第3条第1項若しくは第4条に規定する指名停止、前条第1項から第7項の規定する指名停止の期間の特例措置の適用、前条第9項に規定する指名停止の解除（以下「指名停止等」という。）をしようとするときは、奈良県土木部建設工事請負業者選定審査会（以下「指名審査会」という。）に諮るものとする。</u></p> <p>2 <u>土木部長は、前項の規定に基づき指名審査会が議決した事案について、指名停止等を決定するものとする。</u></p> <p>3 <u>指名審査会に諮ることのできない緊急の事由があるときは、持ち回りによる決議をもって指名審査会の決議に代えることができる。</u></p> <p>4 <u>土木部長は、指名審査会においてこの要領の措置要件の適用に疑義が生じた事案については、指名審査会の議決により建設工事等指名停止審査会（以下「指名停止審査</u></p>	<p>○前項を適用して期間を短縮した場合には本項を適用しない。</p> <p>○入札参加停止の解除要件をより厳しくする。</p> <p>○審査会の手続に関する規定であるため削除（審査会要領において規定）</p> <p>○解除手続の客観性や透明性をより高めるため、入札参加停止解除</p>

奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領の一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行	備 考
<p>(以下「入札参加停止審査会」という。)に諮る旨の選定審査会の議を経て、入札参加停止審査会に諮るものとする。</p> <p>3 知事は、前項の規定により入札参加停止審査会に諮るときは、<u>入札参加停止審査会の速やかな会議の開催を要請するものとする。</u></p> <p>4 知事は、<u>入札参加停止審査会から議決内容の通知があったときは、選定審査会の開催を要請し、その議を経て入札参加停止等を決定する。この場合において、知事は、当該入札参加停止等の決定について入札参加停止審査会に報告するものとする。</u></p> <p>(入札参加停止の承継)</p> <p>第7条 <u>入札参加停止の期間中</u>の入札参加資格者から入札参加資格を承継する者は、<u>入札参加停止措置</u>を引継ぐものとする。</p> <p>2 知事は、入札参加資格者から入札参加資格を承継する者がいる場合において、承継前1年以内に被承継人に生じた事実が措置要件に該当するときは、当該承継人に対して<u>入札参加停止</u>を行うものとする。</p> <p>(入札参加停止の期間の始期)</p> <p>第8条 <u>入札参加停止の期間の始期</u>（以下「始期」という。）は、<u>入札参加停止の決定があった日とする。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>入札参加停止の期間中に、再度、措置要件に該当した場合においては、再度の入札参加停止の始期は、当初の入札参加停止の期間満了の日の翌日とする。</u></p> <p>(入札参加停止等の通知)</p> <p>第9条 知事は、<u>入札参加停止等を決定したときは、当該入札参加資格者及び関係各課に対しその旨を通知するものとする。</u></p> <p>2 知事は、前項の規定により<u>入札参加停止等を決定した旨の通知をする場合において、必要に応じ当該事案の改善措置について報告を徴することができる。</u></p> <p>(随意契約の相手方の制限)</p> <p>第10条 契約担当者は、<u>入札参加停止の期間中</u>の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害等真にやむを得ないときで、<u>選定審査会</u>で決定したと</p>	<p>会」という。)の会議に諮るものとする。</p> <p>5 土木部長は、前項の規定により<u>指名停止審査会に諮るときは、速やかに会議開催を要請するものとする。</u></p> <p>6 <u>指名停止審査会は、前項の規定による要請があれば、直ちに会議を開催し、指名停止等を審議し議決するものとする。</u> <u>なお、指名停止審査会は、議決内容について土木部長に通知するものとする。</u></p> <p>7 土木部長は、<u>指名停止審査会から議決内容の通知があったときは、指名審査会を開催し、指名停止審査会の議決を参考に審議し、指名停止等を決定するものとする。</u> <u>なお、土木部長は、指名停止等を行った場合は、当該指名停止等について指名停止審査会に報告するものとする。</u></p> <p>(指名停止の承継)</p> <p>第7条 <u>指名停止中</u>の入札参加資格者から入札参加資格を承継する者は、<u>指名停止措置</u>を引継ぐものとする。</p> <p>2 土木部長は、入札参加資格者から入札参加資格を承継する者がいる場合において、承継前1年以内に被承継人に生じた事実が措置要件に該当するときは、当該承継人に対して<u>指名停止措置</u>を行うものとする。</p> <p>(指名停止等の期間の始期)</p> <p>第8条 <u>指名停止等の期間の始期</u>（以下「始期」という。）は、<u>指名停止等の決定があった日とする。</u></p> <p>2 前項の規定に関らず、<u>指名停止期間中に、再度、指名停止措置要件に該当した場合、再度の指名停止措置の始期は当初の指名停止期間終了の翌日から起算する。</u></p> <p>(指名停止等の通知)</p> <p>第9条 土木部長は、<u>指名停止等を決定したときは、当該入札参加資格者及び関係各課に対しその旨を通知するものとする。</u></p> <p>2 土木部長は、前項の規定により<u>指名停止等の通知をする場合において、必要に応じ当該事案の改善措置について報告を徴することができる。</u></p> <p>(随意契約の相手方の制限)</p> <p>第10条 契約担当者は、<u>指名停止期間中</u>の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害等真にやむをえないときで、<u>指名審査会</u>で決定したときはこ</p>	<p>をしようとするときは、必ず入札参加停止審査会に諮る。</p> <p>○審査会の手続に関する規定であるため削除（審査会要領において規定）</p>

奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領の一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行	備 考
<p>きはこの限りではない。</p> <p>(下請の制限) 第11条 契約担当者は、<u>入札参加停止の期間中</u>の入札参加資格者が県発注工事を下請することを承認してはならない。</p> <p>(入札参加停止に至らない事由に対する措置) 第12条 知事は、<u>入札参加停止</u>を行わない場合において、必要があると認めるときは、入札参加資格者に対し、書面又は口頭で、警告又は注意の喚起を行うことができる。</p> <p>(入札参加停止情報の公表) 第13条 知事は、<u>入札参加停止</u>（別表第2第11号（経営不振）に係るものを除く。次項において同じ。）に関する情報（以下「<u>入札参加停止情報</u>」という。）を公表するものとする。 2 <u>入札参加停止情報の公表の時期、公表の期間及び公表の方法については、以下のとおりとする。</u> (1) <u>公表の時期</u> <u>入札参加停止の決定後速やかに公表する。</u> (2) <u>公表の期間</u> <u>入札参加停止を行った日の属する年度及びその翌年度（当該翌年度の末日においてなお入札参加停止の期間中であるものについては、当該入札参加停止期間の末日まで）</u> (3) <u>公表の方法</u> <u>土木部公共工事契約課及び各土木事務所において、並びに奈良県ホームページへの掲載により、閲覧に供する。</u> 3 <u>閲覧方法の詳細は、別に定める入札参加停止措置に関する情報閲覧要領による。</u></p> <p>(運用項目) 第14条 この要領の運用に関して必要な事項は、<u>知事</u>が別に定める。</p> <p>附 則 この要領は、平成7年4月17日から適用する。 附 則 この要領は、平成12年4月1日から適用する。 附 則 この要領は、平成13年4月1日から適用する。 附 則 この要領は、平成14年4月1日から適用する。</p>	<p>の限りではない。</p> <p>(下請の制限) 第11条 契約担当者は、<u>指名停止期間中</u>の入札参加資格者が県発注工事を下請することを承認してはならない。</p> <p>(指名停止に至らない事由に対する措置) 第12条 <u>土木部長</u>は、<u>指名停止</u>を行わない場合において、必要があると認めるときは、入札参加資格者に対し、書面又は口頭で、警告及び注意の喚起を行うことができる。</p> <p>(指名停止情報の公表) 第13条 <u>土木部長</u>は、<u>別表第2の11</u>（経営不振）以外の指名停止措置に関する情報を公表するものとする。 <u>（指名停止情報の公表範囲、公表時期、公表方法及び公表場所については、以下のとおりとする。また、閲覧方法の詳細については、『指名停止措置に関する情報閲覧要領』による。</u> <u>公表範囲：平成14年4月1日以降指名停止の決定を行ったもの</u> <u>公表時期：指名停止後すみやかに公表</u> <u>指名停止日の翌年度末まで公表。ただし指名停止期間中であるものはこの限りでない。</u> <u>公表方法：閲覧</u> <u>閲覧場所：土木部公共工事契約課、各土木事務所及び奈良県ホームページ）</u></p> <p>(運用項目) 第14条 この要領の運用に関して必要な事項は、<u>土木部長</u>が別に定める。</p> <p>附 則 この要領は、平成7年4月17日から適用する。 附 則 この要領は、平成12年4月1日から適用する。 附 則 この要領は、平成13年4月1日から適用する。 附 則 この要領は、平成14年4月1日から適用する。</p>	

奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領の一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行	備 考
<p>附 則 この要領は、平成14年9月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、平成14年12月2日から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、平成18年1月4日から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、平成20年11月1日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p><u>1 この要領は、平成22年1月1日から適用する。ただし、改正後の別表第2第7号(4)の規定は、同日以後に行われた行為による重大な違反について適用し、同日前に行われた行為による重大な違反については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>2 改正前の奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領の規定による指名停止は、改正後の奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止とみなす。</u></p>	<p>附 則 この要領は、平成14年9月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、平成14年12月2日から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、平成18年1月4日から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、平成20年11月1日から適用する。</p>	